

第一編
行
財
政

第一章 行 政

昭和三〇年三月三十一日の合併以来「村民融和」を村是として、数々の新村建設計画を樹立して、着実に実行してきたところである。より充実した住みよい村づくりのために、昭和五七年七月多くの村民の声を反映して、飛躍する村の象徴として、美川村庁舎を山紫水明の地に新築した。極めて厳しい情勢下にある農林業の振興策として、農林道の整備促進を図りながら、複雑化する社会のニーズに確実に対応し、きめ細かい住民サービスに努め「文化の里、スキーと茶の村」にふさわしい「明るい豊かな村づくり」のための歩みを続けてきた。以下項目を分けて、さきに発刊された「美川村誌」に続くその後の一〇年の歩みをたどってみたい。

第一節 三 役

政 行

第1章

村 長 昭和三〇年三月三十一日を期して、弘形、仕七川、中津の二か村半の合併により美川村は力強く産声を上げた。四月一七日、新村、村長選挙が行われ、初代村長として土居通栄が就任する。昭和三四年四月の改選に当たり、新谷優が当選し第二代の村長に就任、その後昭和三八年、四二年、四六年の村長選挙はいずれも新谷優が無投票当選で四期にわたり村政を担当、美川村の基礎づくりに貢献された。昭和五〇年四月の選挙により天野登が

就任、昭和五四年、五八年と三期の村政を担当して現在に至っている。新鋭機敏の天野村政の活躍に期待が寄せられる。

村長の権限は村を統轄してこれを代表するとともに団体の事務及び機関委任事務の管理執行権、規則制定権、職員の指揮監督権、職員の任免権、組織権など幅広い権限を持っている。

助 役 村長の最高の補佐機関である助役は村長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督

し村長の職務を代理する任務を帯びている。助役の任期は四年であり、村長が議会の同意を得て選任することとされている。昭和三〇年八月初代助役に、高橋末吉が就任、二代渡部一加、三代猪上正度、四代山下傳三郎がそれぞれ助役として一期を勤めたが、昭和四六年八月再度山下傳三郎が選任、五代助役として就任され、昭和五二年八月まで業務を遂行する。昭和五二年九月に、七代助役として小田原英雄が選任され昭和六〇年八月まで、二期を勤められ天野村政に大きな業績を残された。昭和六〇年九月大野和男が、九代助役として就任し、現在に至っている。

収 入 役 収入役は現金の出納、保管、その他会計事務をつかさどり、その事務の執行については独立した権限が与えられている。選任方法は助役と同じく、村長が議会の同意を得て選任し任期は四年である。昭和三〇年八月初代収入役に正岡悦次郎が就任一期を勤め、任期満了とともに再任、二代収入役として就任したが、昭和三六年五月に退職、後任に、猪上正度が選任、三代収入役として残任期間を勤める。昭和三八年八月四日、四代収入役に田野正武、昭和四二年八月、五代収入役に土居敏雄、昭和四六年八月、六代収入役に長岡道一、昭和五六年九月七代収入役として大野和男がそれぞれ選任された。昭和六〇年九月三〇日、一〇代収入役として中山義正が選任され

選挙有権者数

年 別	投票個 所数	有 権 者 数			備 考
		男	女	計	
昭和50年	12	1,530	1,748	3,278	9月1日現在
〃 51年	〃	1,523	1,716	3,239	〃
〃 52年	〃	1,491	1,699	3,190	〃
〃 53年	〃	1,471	1,672	3,143	〃
〃 54年	〃	1,453	1,614	3,067	〃
〃 55年	〃	1,437	1,592	3,029	〃
〃 56年	〃	1,429	1,575	3,004	〃
〃 57年	〃	1,411	1,543	2,954	〃
〃 58年	〃	1,406	1,542	2,948	〃
〃 59年	〃	1,387	1,502	2,889	〃
〃 60年	〃	1,371	1,486	2,857	〃

現在に至っている。天野村政に、新進気鋭の二役が登用され行政に対する基盤態勢が強化された。

第二節 各種委員会

昭和二二年公布の地方自治法は、地方公共団体において一つの機関が多くの権限を掌握することを避け、これらの行政事務を諸種の独立した機関に分担させるため、選挙管理委員会、監査委員の設置を規定したが、その後この制度は拡充されて、教育、公平、固定資産評価審査、農業委員会が設置された。

選挙管理委員会 選挙管理委員会は地方自治法によって規定され従来都道府県知事および市町村長に属していた選挙事務の管理執行に関する権限を、首長公選制に伴い都道府県知事、市長村長から独立して公正に執行するために設けられたものである。委員の定数は四名で議会において選挙されその任期は四年である。この委員会は国、または地方公共団体における選挙に関する事務を管理しているがその事務は複雑多岐にわたり広範

美川村選挙管理委員会委員及び補充員名簿

委員	委員長	委員	補充委員	任期
坪内益美	土居寿次	高橋正直		五九、九、二五 五九、九、二五 五九、九、二五 五九、九、二五
大野正美				五九、九、二五 五九、九、二五 五九、九、二五 五九、九、二五
西谷利夫	坪内益美	坂本幸正	西田孝一	六三、九、二五 六三、九、二五 六三、九、二五 六三、九、二五
	上岡寿	高橋岩雄	窪和久義兼	五九、九、二五 六三、九、二五 六三、九、二五 六三、九、二五

歴代監査委員

学経選出	議会議選出	選任年月日	任期満了又は退任年月日
篠崎優	土岐博隆	五〇、四、三〇	五四、四、二九
篠崎優	土岐博隆	五二、九、二八	五六、四、二七
篠崎優	土岐博隆	五四、四、三〇	五八、四、二九
	田野正式	五六、九、二八	六〇、九、二七
		五七、四、三〇	六一、四、二九
		六〇、九、二八	六三、九、二七

な事務が委譲されており委員の手によって処理することは困難であるため職員をもって対処している。昭和四一年に「美川村選挙管理委員会規程」を制定し、その組織、会議、委員長の職務権限、書記の職務、文書の処理閲覧、告示の方法、公印等の事項を定め、選挙の公正化に努めている。

監査委員 監査委員は長の指揮監督の外にある監査機関として必置性のものである。長が議会の同意を得て議員及び学識経験者の中から選任される。業務としては地方公共団体の財務に関する事務の執行、及び経営にかかわる事業の管理を監査する。

昭和三二年美川村監査委員条例を制定して委員数を二名とし要求又は請求による監査の執行審査意見の報告、監査の時期、結果の報告通知又は公表等の諸事項が定められている。

教育委員会 教育委員会は学校その他の教育機関を管理し学校の組織編制、教育課程、教科書その他の取扱い及び教育職員的身分に関する事項、また社会教育、学術、文化に属する事務を管理執行する。教育行政の内容は、別表で記述する。

公平委員会 公平委員会は地方公務員法の制定に伴い、近代的人事行政の理念に基づく行政を推進するため地方公共団体の専門的な人事行政機関として置かれた執行機関である。昭和三四年九月に、美川村公平委員会の事務委託に関する規約を制定し、愛媛県人事委員会に委託している。

農業委員会 従来の農地委員会、及び農業調整委員会が統合して、新しく農業委員会として、再出発することになった。本村では昭和三〇年四月合併を契機に、旧村別にあった委員会を統合して、美川村農業委員会として、同五月一七日農業委員の選挙が行われ、公選委員一〇名を選出、委員三名も選任され、計一三名をもって発足した。

固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会は固定資産課税台帳と登録された事項に関する不服を審査決定する職務を持ち、その定数は三名、任期は三年と定められている。委員の選任は長が住民のうち村税納税の義務がある者のうちから議会の同意を得て選任する。昭和三八年四月地方税法第四三一条の規定に基づき、美川村固定資産評価審査委員会条例によって、委員会の審査の手続き、記録の保存、その他審査に必要な事項を定めた。

歴代固定資産評価審査委員	
氏名	選任年月日
中野豊茂	五一、九、二五
猪上俊彦	五二、九、三〇
森本正夫	五三、九、三〇
和泉吉信	五六、九、二九
満了年月日	
	六三、九、二六
	六一、九、三〇
	五六、九、二九
	六一、九、三〇

特別職報酬審議会 特別職報酬審議会は地方自治法の規定に基づき村長の諮問に応じ自治体の特別職、議員報酬等の額について審議するためのものである。昭和四〇年一月二月美川村特別報酬審議会条例が制定され「村長は議会議員の報酬の額、村長、助役、収入役の給料の額に関する条例を議会で提出しようとするときは、あらかじめその額について審議会の意見を聞くもの」とされている。この審議会は委員五名をもって組織されており、事務は総務課において処理されている。

公務災害補償認定委員会、並びに公務災害補償審査会 公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会は、昭和四二年八月公布の地方公務員災害補償法（法律第一二一号）に基づき、本村では同年一月二月非常勤職員の公務災害、補償に関する条例を制定、非常勤職員に対する公務上の災害補償に関する制度を定め設置されたものである。認定委員会は五名、審査会は三名で、それぞれ学識経験を有する者のうちから村長が委嘱し、任期はともに三年としその事務は認定委員会は公務災害補償認定に関し、審査会は公務災害補償の審査に関してそれぞれ事項を担任することとされている。昭和四三年三月非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則によってその組織、運営、補償の手続きに関し必要な諸事項が定められた。

専門委員 地方自治法の規定により、昭和四二年に美川村専門委員設置規則を制定し、その職務は、総務、及び産業、建設、文教及び厚生に関して調査する。その定数は総務専門委員五名以内、産業建設専門委員五名以内、文教厚生専門委員四名以内と定めている。専門委員は専門の学識経験を有する者の中から村長が選任、委嘱する。委員は村長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査するものであり、必要の都度臨時の専門委員が選任せられ、村長の諮問機関としての機能を發揮している。

第三節 議決機関

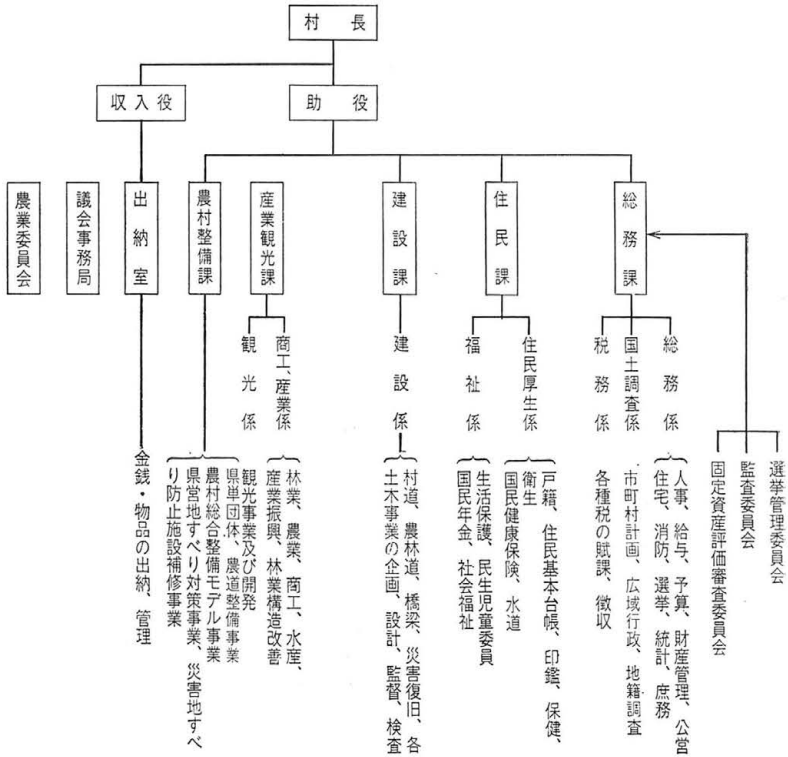
村議会 現在美川村の議会の議員定数は、地方自治法では一六名であるが、昭和四五年一二月に議員定数条例を改正して一四名とし、現在に至っている。

定例会の開催回数についても年四回と定められ、歳入歳出予算、条例制定、改廃はもちろん、村政の重要な事項にはすべて議会の議決を必要とし、村長の権限に属する予算の提案権を除けば、ほとんどの案件について発議権を持っている。

なお調査権・監査権により、村の行政事務について調査等を行うことができるし、委任事務についても意見が述べられるなど、議会の権限は非常に大きいものがあるが、詳しくは二十年誌に掲載されているので省く。ただ近年の特徴として、中央の政治、特に臨調による行政改革に伴って、各機関団体からの陳情・要望・請願等が非常に多くなっている。

委員会 議会における審議を容易にし、かつ慎重を期するため美川村議会委員会条例によって、常任委員会及び特別委員会を設置していることは前回に述べたとおりである。

特別委員会として、毎年議会の議決で設置されているものに、決算特別委員会があり、年度ごとの一般会計・国民健康保険事業特別会計・簡易水道事業特別会計・老人保健特別会計・し尿・ごみ処理事業特別会計・観光事業特別会計が、村民のために有効適切に執行されているかを、監査委員とは別の立場からじゆうぶんに審議されている。



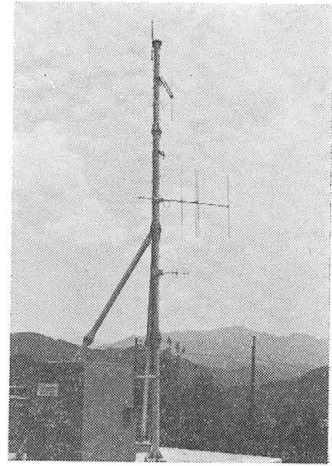
行政機構図

第四節 行政事務機構

合併当初の行政事務機構は村長事務部局に総務、税務、厚生、産業、会計及び七鳥、東川、仕出を管轄区域とする仕七川支所、黒藤川、沢渡を管轄区域とする、黒藤川支所の二支所を設け、他の部局に議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会等を設けて、旧村の職員をそのまま引継ぎ事務を行った。昭和三十一年三月三十一日には支所を廃止、昭和四十六年五月、課の設置条例の改正を行い、総務課、住民課、産業建設課、企画課とした。企画課は新設されたものであり、村行



基地局放送室



中継局舎

政の総合企画及び開発に関すること、並びに国土調査に関することを業務とする。翌四七年六月に、国土調査課を新設した。なお企画課に観光事業及び開発に関する業務を加えて企画観光課としたが、四九年三月企画観光課に、勧業の業務を配し企画産業課と改め、従来の産業建設課を建設課とともに発足した。更に昭和五三年四月企画産業課を産業観光課とした。事業内容も勧業係を、商工産業係に改める。昭和五九年三月三十一日、国土調査事業の完了に伴い、国土調査課を廃止した。国土調査の残務整理として総務課に配して事務を行う。それぞれ各課の態勢づくりが行われ、村長の執行機関としての機能をじゅうぶん發揮できる陣容が整った。

第五節 防災対策

総面積一三五・〇二平方キロメートルと広大な地域の中に四三の集落を有する当村も、生活の高度化に伴い、警察、消防、救急などをはじめとする保安システムの拡充は必要不可欠なも

のとなってきた。また、過疎と高齢化が急速に進むなか、近隣も遠くなりつつある今日、各戸への情報伝達もいままでの回覧方式では対応ができていく現状である。農林業関係についても、上記の方法であると数日間も回覧にかかり流通面での損失も多く、全村を一元化した情報連絡施設が是非とも必要となってきた。全村を一貫した情報伝達の方法として情報無線システムの一元化を図り緊急時の情報はもちろんのこと、停滞化しつつある農林業の振興を図るために情報伝達を中心に、村、農協、各地域への敏速化により、利便性の向上と安定した住民生活の確保に努めるため、昭和五七年～五八年度の継続事業として、総事業費八八〇〇万円を投じ防災行政無線施設を設置して災害に対する情報を適確に提供し得る機能が整備されたことをはじめ、各種の伝達事項、各機能の整備と、訓練、強化による人的充実にも努めている。住民の安心で快適な生活を守るためのさまざまな努力はひとときも途切れることなく大きな役割を果たしている。

定時放送として、午前中一回、午後一回、臨時放送は災害発生時等に緊急放送をなし、情報連絡を徹底して利用を図っている。

主要構造物については別記後述のとおりである。

一 受益戸数 一、二六一戸

内農林家戸数	八九二戸	農林家率	七〇・七%
非農林家戸数	三六九戸	非農林家率	二九・三%

二 主要構造物

- (一) 親局施設 一局（遠隔制御装置により農協支所一ヶ所親機設置）
- (二) 子局施設 三七局（外部スピーカー一五七ヶ所設置）

(三) 戸別受信施設 一一七戸 (戸別機)

維持管理にあたっては美川村が行う。

第六節 町村計画

昭和四六年六月に美川村の基本構想の樹立と、これに基づく総合開発と住民福祉の向上を図ることを目的とし、美川村総合開発審議会条例が公布され、同審議会が発足した。委員構成は村会議員、教育委員及び教育関係者、農業委員、村内公共団体役員、内水面漁業代表者、民生委員、老人クラブ、部落長又は組長、学識経験者の中から任命された委員三〇人である。本構想実施計画初年次から一〇年経過(別項財政の概況と歳出面の主な概要)で記述に基づいた実績があげられている。また教育関係については、旧美川中央中、旧仕七川中、旧黒藤川中各三校の統合問題では地域住民との折衝も賛否両論、紆余曲折依然難行を来したが、村長の英断と議会、地元役員、その他関係機関の働きかけによりようやく統合の機運も高まり長年の懸案であった学校統合に終止符が打たれようとしている。また広域観光時代の幕開けと、大川嶺、四国カルストを拠点とした自然保護と調和のとれた総合開発の一環として宿舎「白銀荘」の建設に取り組み、四国の屋根にふさわしい観光レクリエーション基地として完成を目指し観光発展に大いに期待が寄せられている。本計画は長期的、総合的な視野に立った美川村の総合開発事業が住民と、民間団体の協力のもとに着実に実行されていることは、過疎と高齢化の時代を迎えた村にとって実に喜ばしい限りである。

御三河警察官駐在所

赴任年月日	氏名
昭和五〇年三月二五日	片山 茂
五一年四月一日	坂上 完
五二年四月一日	山田 義明
五三年四月一日	土居 宣義
五五年八月二一日	岡田 茂
五六年八月二一日	清水 圭二
五八年八月二二日	吉本 冬紀

仕七川警察官駐在所

赴任年月日	氏名
昭和五〇年一月二〇日	森永 信行
五二年四月一日	浦田 千尋
五七年四月一日	本田 宗一
五九年九月一日	大喜多 登

黒藤川警察官駐在所

赴任年月日	氏名
昭和五〇年八月二二日	渡部 哲郎
五四年四月二二日	岡田 好弘
五五年四月一日	福岡 豊
五九年四月一日	脇川 茂敏

第七節 治安と消防

一 警察官駐在所の沿革

昭和五〇年以降の歴代駐在警察官は上表のとおりである。

二 防犯対策

犯罪統計

年度	久万警察署管内			美川村管内 発生件数	備考
	発生件数	検挙数	検挙人員(少年)		
四九	九四件	九三	三〇	三	交通事故を除く 酒類盗犯、 自動販売機荒し
五〇	七〇	五七	二九	一	
五一	九四	六一	三六	一〇	
五二	一一三	六八	三八	二	
五三	一一三	九八	四二	九	
五四	一一三	一〇四	三五	一八	
五五	二一九	二〇八	七九	四一	
五六	一六〇	一四二	七八	二〇	
五七	一九〇	一八八	六七	一六	
五八	二一〇	二一五	四六	二六	
五九	二五五	二九一	五二	七七	
			(二〇)		
			(二七)		
			(二九)		
			(二七)		
			(五〇)		
			(二〇)		
			(二〇)		
			(三)		

についても、毎年九月青少年柔剣道大会を実施しており、昭和五九年一〇月には第三〇回目の剣道記念大会を実施し他町村との友情親善試合も盛大に行われ、各関係指導者により健全育成と犯罪のない明るい村づくりを推進し、地域ぐるみの非行防止に努めている。成績は次表のとおり。



青少年剣道大会

当初本村の防犯相談所長は五名をもって対処していたが、青少年非行の増加に伴い昭和四八年一〇月に六名を委嘱更に同四九年一〇月に一名を増員して現在一二名をもって活動している。また防犯対策事業の一つとして、各組の要望により毎年、四〜五灯の防犯灯が村の一部助成により設置され、地域の活性化と併せて「青少年非行防止」

第三〇回美川村青少年剣道大会結果

昭五九、一〇、二八

団体 優勝 準優勝 三位

小学 男子の部 仕七川A 面河A 面河B

女子の部 東川 仕七川A 上直瀬A

中学 男子の部 面河中 畑野川A 仕七川A

女子の部

一般の部

個人

小学男子

一〜二年の部 (仕)吉田 務 (面)中川 智仁 (直)高野 司

三〜四年の部 (仕)高橋 徹也 (面)菅 祐司 (面)高岡 慶亮

五〜六年の部 (面)楠目 稔史 (面)光田 直彦 (仕)片岡 伸也

小学女子 (仕)猪上 奈々恵 (下)曾我 のぞみ (上)石丸 宏美

一〜二年の部 (仕)高橋 直美 (仕)桑村 里奈 (東)堀田 博美

三〜四年の部 (東)平塚 洋子 (東)橋本 美幸 (仕)猪上 真由美

五〜六年の部

中学 (面)中川 慎一 (面)松本 義久 (面)菅 義史

男子の部

女子の部 (面)菅 幹博 (美)下方 公士 (面)青野 藤寿

一般の部

交通事故統計

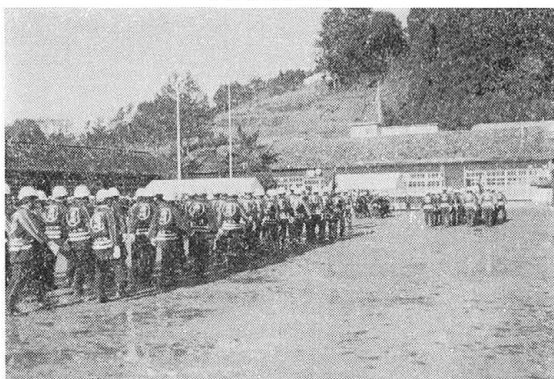
年 度	久万警察署管内			美 川 村 内		
	発生件数	死 者 数	傷 者 数	発生件数	死 者 数	傷 者 数
49	61	4	100	19	1	40
50	50	1	94	10	0	26
51	43	5	71	9	1	15
52	63	3	121	14	0	27
53	67	2	127	19	1	30
54	59	4	86	9	1	10
55	63	4	111	9	0	10
56	49	4	76	8	0	10
57	40	3	48	8	2	10
58	44	2	71	13	0	27
59	74	2	116	11	2	22

三 交通安全対策

ますます、肥大化していく「くるま社会」に対応し、安全で住みよい生活環境の確保を図るため、交通安全対策は、避けて通れないことである。当村の車の保有台数は一五二台で、世帯一二二八、人口三四五六人、一戸に一台を超えており、住民には欠かせない重要な手足となっている。昭和四〇年四月に「美川村交通安全の保持に関する条例」を制定して二〇年、交通指導員を男性六名、女性三名、（昭和五三年）計九名で活動し、交通安全協会美川支部、村内駐在所、各関係機関と緊密な連絡をとり、春夏秋冬の交通安全運動期間中、また、村内における諸行事開催時には参加を要請し、子供や、お年寄を重点に交通安全運動を実施している。また郡の交通安全協会、久万警察署主催による交通安全対策の一環として自転車競技大会（郡内対抗による）が実施されている。昭和五八〜五九年には、仕七川小学校から母と子の安全な自転車の乗り方競技大会に出場し優秀な成績を収めるなど交通安全に努めている。



交通安全運動



消防団出初式

ろろ。
今後は、県下及び全国的組織となった「交通安全母の会」は未結成であるが、本村も結成を余儀なくされるであ

四 消 防

昭和五七年団員削減により、三三四名から二四二名と八二名の移動があった。

第1章 行 政

合計	計	第三分団				計	第二分団					計	第一分団				本 部	前 団 員 数	新 団 員 数	ポ ン プ 数	積 載 車	ポ ン プ 配 置 場	消 防 勢 力 配 置 状 況	
		一 部	二 部	三 部	四 部		一 部	二 部	三 部	四 部	五 部		六 部	一 部	二 部	三 部								四 部
三二四	九六	二二	二五	二五	二四	一一四	二〇	一九	二四	一五	二七	一九	八九	二〇	二二	二二	二五	一五	二二	二	一	一	役 場	
二四二	七五	一九	二五	三一	八一		一	一	二〇	二三	二〇	一九	六四	一四	一六	一五	一九	二二	一	一	一	一		
二九	九	一	二	三	四	一一二	一	一	三	三	三	三	七	二	一	二	二	一	一	一	一	一		
五	一	一			二				一	一			一				一	一						
		大谷、本組、藤社 黒藤川、上、中、栄重上 二箇、長崎					みの川、筒城、仕出 七鳥、長瀬、竹谷 東古味二、西古味 東川、中村、水押						下中、梨ノ下 有枝本村、程野 尾貝 中黒岩、沢渡											

團長

五五三九〇八 ・ ・ ・ 四七七 ・ ・ ・ 一一一	就任年月日	五五九〇 ・ ・ 三七 ・ ・ 三一	退任年月日	坂坂大口 本野 鶴幸清 男正一	氏名
--	-------	--------------------------------	-------	--------------------------	----

副團長

五五五五九六三〇七 ・ ・ ・ ・ ・ 四七七七七 ・ ・ ・ ・ ・ 一一四三一	就任年月日	五五五五九六三〇 ・ ・ ・ ・ ・ 三六四七 ・ ・ ・ ・ ・ 三三二 一〇〇二	退任年月日	正久丹水吉岡 保波口田 松昌石 英要清平喜	氏名
---	-------	---	-------	--------------------------------	----

第一分團 分團長

五五五五九六三〇七 ・ ・ ・ ・ ・ 七四七七 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二三一	就任年月日	五五五六三〇 ・ ・ ・ 六四七 ・ ・ ・ 三二 〇一二	退任年月日	栗日丹水 下下波口 音松昌 正吉清平	氏名
--	-------	--	-------	-----------------------------	----

第一分團 副分團長

五五五四六三〇七 ・ ・ ・ ・ ・ 七七七七 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二三一	就任年月日	五五五六三〇 ・ ・ ・ 六七七 ・ ・ ・ 三一 〇一二	退任年月日	西栗日丹 森下下波 福音松 夫正吉清	氏名
---	-------	--	-------	-----------------------------	----

第二分團 分團長

五五四九〇三 ・ ・ ・ 四七八 ・ ・ ・ 一二九	就任年月日	五五九〇 ・ ・ 三七 ・ ・ 三一	退任年月日	岡坂坂 林口本 博鶴幸 文男正	氏名
--	-------	--------------------------------	-------	--------------------------	----

第二分團 副分團長

五五五四九六〇八 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二 四二七一 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二〇	就任年月日	五五五九六〇 ・ ・ ・ 三一七 ・ ・ ・ 三三 一〇一	退任年月日	篠岡中坂 崎林川口 通博良鶴 一文男	氏名
---	-------	--	-------	-----------------------------	----

第三分團 分團長

五五五四九六〇六 ・ ・ ・ ・ ・ 四七七一 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二二	就任年月日	五五五九六〇 ・ ・ ・ 三六七 ・ ・ ・ 三三 一〇一	退任年月日	阿正久天 川岡保野 正輝 光英要雄	氏名
--	-------	--	-------	----------------------------	----

第三分團 副分團長

五五五四九六〇六 ・ ・ ・ ・ ・ 四七七八 ・ ・ ・ ・ ・ 一一二四	就任年月日	五五五九六〇 ・ ・ ・ 三六七 ・ ・ ・ 三三 一〇一	退任年月日	柴阿正久 代川岡保 良正 古光英要	氏名
--	-------	--	-------	----------------------------	----

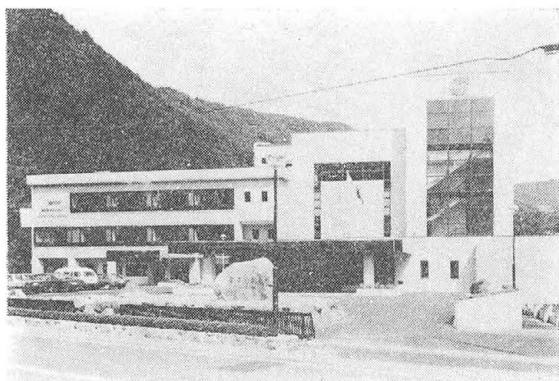
第八節 庁舎・農業改善センター

庁舎センター 昭和三〇年三月三十一日、旧弘形村、仕七川村、及び中津村の一部を、町村合併促進法により合併して、美川村が誕生した。

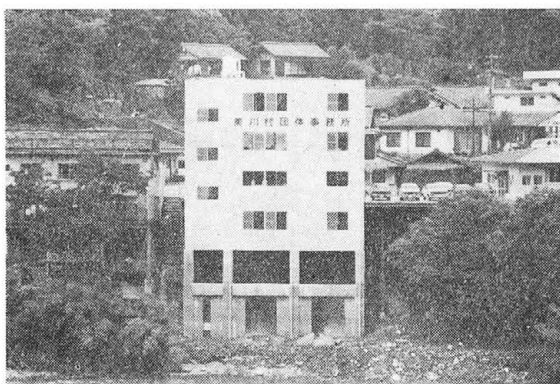
同年七二〇万円をかけ、二〇〇坪の庁舎が二月二〇日に竣工し、昭和四五年六月に二六一万円を計上し、九一坪を増築した。しかし、昭和五六年老朽化したため、新庁舎建設にとりかかり昭和五七年七月二四日、約三億八六〇〇万円をかけ鉄筋コンクリート四階建ての庁舎が新築された。

集会所も、昭和三三年新市町村建設促進法の適用を受け、四六〇万円で、翌年四月に完成した。社会教育などあらゆる方面で活用されていたが、老朽化したため昭和五六年に取り壊され同じところへ、農村環境改善センターとして、約三億二八〇〇万円をかけ昭和五七年七月二四日竣工を見た。

そのほか、森林組合、商工会、漁業組合の団体事務所が（事業費）五四八九万円をかけ竣工をみた。いずれも、御三戸の絶景を背に位置を定め、住民に親しまれる施設として現在に至っている。



庁舎及び農村改善センター全景



団体事務所

第二章 財 政

第一節 財政の概況

財政の概況と歳出の主な概況 美川村の決算を見て、昭和四九年以降も、全体を通じて言えることは毎年黒字決算であること、村税も毎年一〇パーセント程度の伸びを示しているものの歳入全体では、わずか五パーセント程度にすぎず、収入の主たるものは依然として地方交付税である。また村債の伸びも急激なものがあり歳入財源の大きな柱となっているが、一方歳出面で公債費が大きく膨れている。建設事業を継続して、村の活性化を図ってゆくためには、村債の借入は不可欠であり、こうした公債費の著しい増加が主たる要因となつて義務的経費の歳出総額に占める割合が上昇するなど、財政の硬直化が見え始めたことは、行財政の見直しが必要なことを裏付け、今後は財政計画に添った効率的な運営が必要である。

以下年度を追つて主なものを拾つてみることにする。

財 昭和五一―五三年度の継続事業として、一億八七四二〇〇〇円を投資して四国カルスト大川嶺牧場を開設した。また、昭和四九年度から昭和五一年度にわたり、宇摩郡別子山村から文化財「旧山中家住宅」を、二八〇五万八〇〇〇円を投じて購入、上黒岩に移築し、上黒岩遺跡とともに「文化の里」を創設する。

普通会計決算額年度別一覧表

歳入

(単位千円)

科目 \ 年度別	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
1. 村 税	34,542	38,942	46,400	57,155	59,592	62,913	68,224	84,677	85,237	89,992
2. 地方譲与税	4,732	5,382	8,999	9,221	9,759	13,839	14,423	13,748	14,048	11,609
3. 自動車取得税 交 付 金	6,870	7,359	7,740	7,411	8,716	9,339	8,770	8,523	8,299	6,981
4. 地方交付税	333,024	380,778	410,686	479,955	572,886	648,442	730,398	740,286	807,294	841,115
5. 交通安全対策 特別交付金					354	464				
6. 分担金及び負 担 金	6,278	15,122	13,503	25,292	24,273	41,170	35,102	44,587	43,372	43,995
7. 使用料及び手 数	4,909	4,484	4,781	6,881	6,092	14,564	19,924	18,347	19,219	21,494
8. 国庫支出金	32,526	50,449	61,465	61,142	73,713	164,831	81,245	58,522	81,238	82,478
9. 県 支 出 金	140,781	187,043	188,954	249,407	379,148	379,995	378,899	526,468	529,154	485,773
10. 財 産 収 入	7,087	13,630	9,423	7,196	13,692	12,256	20,211	42,313	24,294	20,915
11. 寄 付 金	5,564	9,044	6,865	4,930	8,718	6,737	3,899	5,771	6,866	3,520
12. 繰 入 金	41,039	33,248	52,694	63,128	34,821	78,530	57,358	192,879	101,105	10,000
13. 繰 越 金			728	2,671	5,017	3,632	8,984	7,782	58,444	35,949
14. 諸 収 入	11,079	28,122	31,813	39,350	36,260	16,714	17,729	21,522	18,890	15,960
15. 村 債	97,900	100,100	148,600	196,800	249,300	297,500	264,600	389,200	322,900	278,300
歳 入 合 計	726,331	873,703	992,651	1,210,539	1,482,341	1,750,926	1,709,766	2,154,625	2,120,360	1,948,081

歳出

(単位千円)

科目	年度別									
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
1. 議会費	14,536	18,266	21,239	21,733	26,624	26,877	32,881	31,598	33,209	35,231
2. 総務費	178,337	153,671	191,348	212,582	179,898	292,554	261,519	490,123	351,756	224,355
3. 民生費	59,753	77,673	81,473	93,239	85,272	93,460	95,296	98,922	108,966	71,999
4. 衛生費	21,342	50,566	73,631	75,526	65,425	55,142	60,278	52,985	50,516	50,810
5. 労働費										
6. 農林水産業費	189,276	279,468	282,196	406,422	612,151	587,010	653,023	890,943	920,921	828,777
7. 商工費	8,370	2,553	1,772	898	3,425	1,850	2,469	1,881	4,797	2,541
8. 土木費	103,241	94,563	85,606	133,842	141,851	340,864	165,700	151,044	161,723	224,009
9. 消防費	9,172	15,434	11,676	30,816	30,216	37,673	38,884	38,005	40,116	41,277
10. 教育費	76,013	95,742	106,721	96,843	161,689	107,245	158,905	125,541	122,445	123,151
11. 災害復旧費	7,036	6,203	16,491	24,929	19,973	26,966	38,937	29,298	57,215	12,946
12. 公債費	26,272	34,711	49,407	70,671	86,263	107,172	142,684	181,145	225,127	270,113
13. 諸支出金	4,735	2,560	5,292	3,200	2,109	7,770	22,966	4,696	7,620	1,084
合計	698,083	831,410	926,852	1,170,701	1,414,896	1,684,583	1,673,542	2,096,181	2,084,411	1,886,293

性質別決算額年度別一覽表

歳出

(単位千円)

科目	年度別									
	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
人件費	171,844	204,832	227,504	249,420	271,768	283,934	283,513	306,123	303,712	320,931

物件費	117,773	111,185	119,002	132,420	184,285	126,525	173,979	151,869	190,025	195,890
公債費	26,272	34,711	49,407	70,671	86,283	107,172	142,684	181,145	225,127	270,113
補助費等	46,246	55,775	56,994	74,763	96,729	125,204	107,515	132,364	143,089	130,522
投資的経費	270,113	336,835	356,918	494,659	657,639	816,668	766,146	1,210,435	1,109,126	874,092
その他	65,835	88,072	117,027	148,768	118,212	225,080	199,705	114,245	113,332	94,745
合計	698,083	831,410	926,852	1,170,701	1,414,896	1,684,583	1,673,542	2,096,181	2,084,411	1,886,293

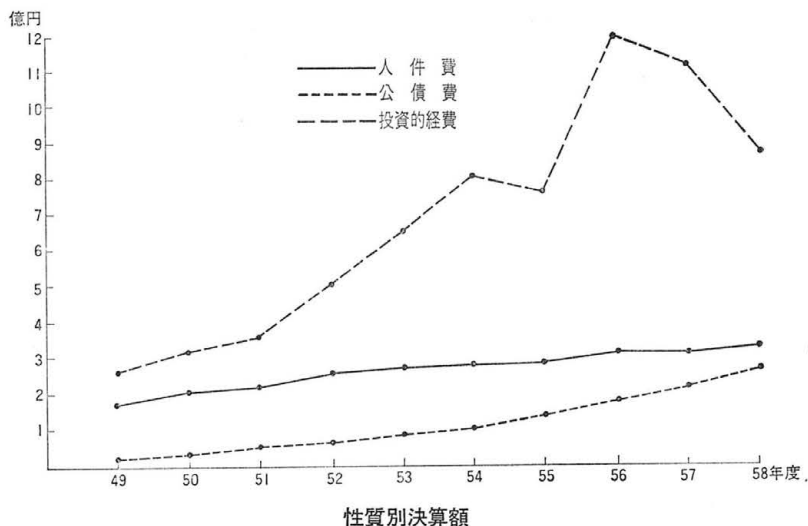
人件費の推移

(単位千円)

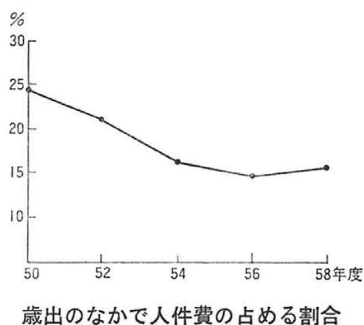
年 度 別	五〇	五一	五四	五六	五八
人件費総額	二〇四、八三二千円	二四九、四二〇千円	二八三、九三四千円	三〇六、一二三三千円	三三〇、九三二千円
上昇率		二一・八%	一三・八%	七・八%	四・八%

昭和五四年度御三戸第一団地公営住宅一億四六三六万八〇〇〇円、昭和五八年度御三戸第二団地公営住宅九一八五万一〇〇〇円と相次いで、御三戸ブロック工場跡地に、三階建て公営住宅を建設して団地化を図る。昭和五七、五八年度に、九三〇八万八〇〇〇円を投じて防災行政無線設置工事を行い、村内を一元化した情報体制を整える。昭和五六、五七年度に農村総合整備モデル事業として、三億二七六三万三〇〇〇円を投じ農村改善センターを建設して、住民活動の拠点として、諸会合、結婚式など幅広く活用している。同時に団体事務所(事業費五四八九万円)を建設して、旧中央集会所に事務所を構えていた。森林組合、商工会、漁業協同組合の事務所の確保を図る。また

第2章 財 政



昭和五六〜五七年度に三億八五九万三〇〇〇円を投じて、老朽庁舎の改築を行って住民サービスの向上に努める。一方特別会計においては、医療確保の一環として、昭和五〇年度から直営歯科診療所の運営を特別会計事業で行っていたが、開業医を招へいして民営化し、昭和五三年診療開始と同時に直営方式を廃止した。簡易水道事業特別会計については、昭和五四年度に御三戸地区簡易水道事業の建設を機に、特別会計事業として運営を行い、以後現在に至っている。



歳入総額に占める割合からみた比較

区分	年度				
	50	52	54	56	58
村 税	4.5	4.7	3.6	3.9	4.6
地方交付税	43.6	39.6	37.0	34.4	43.2

特別会計決算額年度別一覽表

(單位千円)

會計別区分	区分		四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八
	歳入	歳出										
国民健康保険特別会計	歳入	歳出	二九、七六六	一五、四三七	一八、六〇〇	二二、二二六	二二、六六〇	二五、七四一	二六、八三五	三〇、四七五	二七、〇六五	二九〇、八五一
	歳入	歳出	一〇八、七四四	一三七、五八七	一六五、〇〇〇	一八三、五二八	二二、七七八	二四〇、七九八	二五〇、〇二八	二八五、九七八	二六三、七六一	二六八、八六六
観光事業特別会計	歳入	歳出	一九、九四四	二七、五一〇	二六、五二八	二四、三七七	二六、七五三	四〇、八二四	一三八、九〇五	六九、六三三	七六、五四六	一一四、四五四
	歳入	歳出	八、七三七	一一、九八〇	一三、九七七	九、〇三八	二、三一四	一九、八五三	一三六、三七六	六七、三二〇	七六、〇五五	七二、八〇一
簡易水道事業特別会計	歳入	歳出	/	/	/	/	/	七七、一四六	一〇〇、三三九	九、五二一	九、五三三	九、九三三
	歳入	歳出	/	/	/	/	/	七五、二七八	九八、六六一	八、六五五	八、五四一	八、四〇六
老人保健事業特別会計	歳入	歳出	/	/	/	/	/	/	/	/	一六、九二六	一九九、八四三
	歳入	歳出	/	/	/	/	/	/	/	/	一六、五四一	一八九、九二六
歯科診療所特別会計	歳入	歳出	/	五、四九七	二八、六三〇	三四、四〇〇	二八、八二二	/	/	/	/	/
	歳入	歳出	/	四、七六八	二六、〇五四	二九、三八三	二六、三〇〇	/	/	/	/	/
合 計	歳入	歳出	一四九、七六〇	一八八、四四四	二四三、七七八	二七一、九六三	二九二、二五四	三七〇、七二一	五〇三、九六九	三八〇、六八八	三九〇、〇五五	六五、〇八一
	歳入	歳出	二七、五一二	一五四、三三五	二〇五、〇七一	二二一、九三九	二六、三九四	三三五、九三八	四八五、〇八五	三六、九四三	三六四、八六六	五三九、九三九

展示林の概要

(単位：本数本)

森 林 の 所 在	展示林種別	品 種	本数	展 示 内 容	備 考
7 小班 9 林班 8 小班 美川村 大字仕出 字マルミヤ 面積2.4ha	スギ品種 系統別現地 適応試験	ヒ ノ キ	1,000	スギ品種別成 長比較及び施 肥効果試験	前期に枝 打を実施 済であり、 今計画期 間には適 正本数を 保持し間 伐を実施 する必要 がある。
		地 ス ギ	1,000		
		宝 珠 山	1,000		
		メ ア サ	1,035		
		ウラセバル	550		
		アヤスギ	2,500		
ヤブクグリ	2,500				

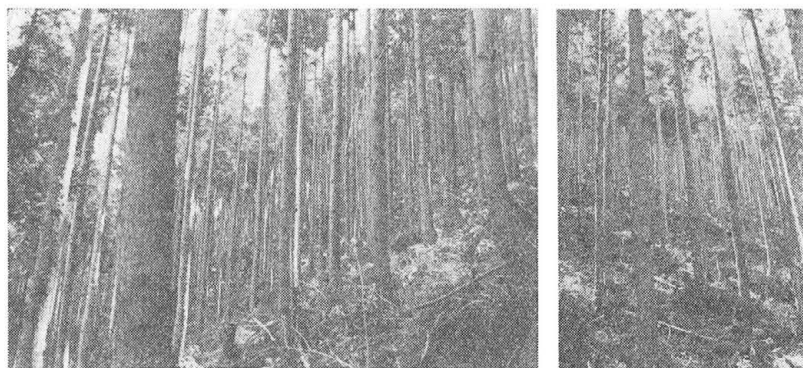
第二節 村 有 林

昭和三〇年、三村合併により持ち越した森林は、現在人口林率八七パーセントと高いが、若齢林で占められており、除間伐、枝打ちなど手入れがなされている。中でも昭和三五年に、スギの品種系統別現地適応試験地（マルミヤ村有林二・四ヘクタール）として植栽された森林は、除伐、間伐、枝打などの施業が実施されており、その施業に対し、昭和五七年に、公有林野四国地区連絡協議会において表彰を受けた。

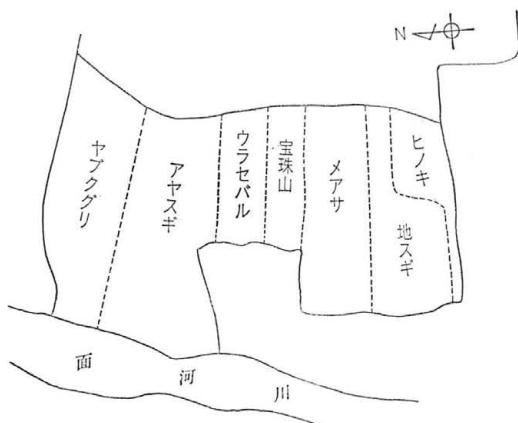
展示林の概要 展示林の概要については上の表のとおりである。

村有林の異動 昭和四九年以降、村有林基本台帳の大幅な変動はないが現在の行政上、公共事業にかかる土捨場用地や、三中学校統合に伴う用地確保のため、やむをえず村有林の一部を伐採し造成した。

異動の主なものは、次表のとおりである。



試験地の山林（展示林）



試験地見取図

第2章 財 政

村有林の異動（昭和五九年末現在調）

旧 所 在 地	国 調 後 の 地 番	面 積	林 令	入 手 経 路
大字東川字ヒガシタニ三番耕地五四三 一外九	東川三九四三、三九三八	四・四八二五〇三七	四二五〇三七	内〇・五ha程、土捨場用地と なる。(昭和五九年度)
同右 字カゲムキ三番耕地五四八外四	東川四〇四七	一七・二八二三〇三三	三三三	(保安林)
同右 字イグイ一番耕地六〇四一外 三	東川一〇九四一、一〇九 五一、一〇九六、一〇九 二一、一〇九三一	八・七三 ha 一八・七六	雜四五 一九〇四三	八・七三ha (一〇ha 県行契約 面積) 一〇九二一一 竹本康寿より 一〇九三一一 購入 (一部土捨 場用地)
同右 字ヒウラ一番耕地一一二四一三 二	東川九九八、九九九	二・四〇	二六	(保安林)
同右 字カミハタ一番耕地五九八	東川二六五一	〇・〇八	二七	
大字七鳥字カギヤモリ二番耕地七三七 及び七四二	七鳥三二〇二、三一九九	六・一八 (雜)六・二六	二三〇二五 三五	
同右 字コヤガタニ一番耕地五二二、 五二三、五二六	七鳥六二六、六二四、六二 五	一・九二	三〇	
同右 字ナベクラ二番耕地七三二一 二	七鳥三一五七	〇・一九 一・二三	九〇三一 (雜)七五	
大字仕出字マルミヤ二番耕地八五七外	仕出一二四五、一二四二、 一二四二、			

二八	一〇六五	一四・八二三〇〜四六	
大字大川字狼ヶ城八九七―二 大字有枝字本谷山八九五〜八九七 大字上黒岩字大辻四番耕地二九五、二九六、二九七 同右 字下成一番耕地五一九―一、五一九―二	大川一九〇三、一九〇四、一九〇六、一九〇七 大川一八九七 有枝二一五六 上黒岩九四八、九五― 上黒岩二九四三 上黒岩二九四三 上黒岩二八九二 二八九五 上黒岩二九四六―七、二九四六―八	一五・四九二二〜二三 二〇・七四二七〜四〇 二・九四一五〜四五 〇・三六二五〜三八 〇・三九 〇・六二 〇・四七	(保安林) 美川中学校用地となる。 昭和五九年一〇月購入 美川中学校用地となる
同右 字下り松一番耕地五六〇外二 大字日野浦字御山乙三五〇―四	上黒岩二八八六、二八八七 日野浦四三八一	一六・二八 〇・三六	内四・九六雑木 内三・七九ヒノキ 四六
// 乙三五〇―一	日野浦四三七九	二・一八	官行解除
// 乙三五〇―四六	日野浦四四四六、四四四七 日野浦四四四八、四四五〇 四四五三、四四五六 日野浦四五四〇―二	二・七一 〇・三四 伐採跡	駐車場用地 昭和五九年二月購入(坪内)

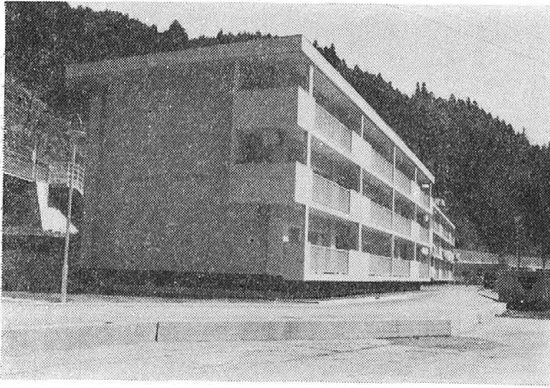
大字中黒岩字宮地乙六八四―二外一五	中黒岩二〇一八、二〇二五 二〇四六	〇・四六		昭和五四年四月中学道路用地と交換する(山崎福重へ渡す)
同右 〃	中黒岩一九七四―一、一九七五、一九七八、二〇一四、二〇一五	〇・六二二〇〇六〇		
大字黒藤川字マツキ三六二五―五〇外三七	黒藤川四一六五―一	一五・〇九	一九	県道拡張により減る
三 大字七鳥字ヨコイソ一番耕地六〇四―	七鳥二四―一	〇・〇七	二三	
大字沢渡字キエモンマワリ外五	黒藤川三〇九一、三〇九二―一二、三〇九四、三〇九二―一二 沢渡六七四、六七三	一一・四四	自然保護林	共有林の為未登記
	上黒岩三三六七、三三六八	〇・二〇	二八	山中豊博より購入
	日野浦四四九四 〃 四四九三 〃 四四五四	〇・〇九 〇・一 〇・〇五	伐採跡 〃	駐車場用地(片山石丸) 〃 (正岡道子) 〃 (中野豊茂) (敷より)

柳谷村共有林

旧 所 在 地	国 調 後 の 地 番	面 積	林 齢	入 手 経 路
大字黒藤川字ササミネ三五九三	黒藤川三九七六、三九六六、 三九九二、三九八七、三九 九三、三九八〇、四〇二八	四八・五三二三〇	二五〇	保安林
大字黒藤川字マツキ三六二五―六七	黒藤川四一六五―二	五・九七	二四	
大字黒藤川字マツキ三六二五―六五	黒藤川四一八〇	一・一〇	二七	

官行造林

旧 所 在 地	国 調 後 の 地 番	面 積	林 齢	入 手 経 路
大字日野浦字御山乙三五〇	日野浦四三七八一、四三 七八―三、四三七九―一、 四三七九―四、四三七九― 五、四三七九―六、四三七 九―七、四三七九―八、四 三七九―九	五三・六一二五〇	六〇	昭和五八年契約解除(二〇七・ 八一ha) 四三七四外一筆
同右 字カマケタ山二二七八	日野浦四三六六一―四、 四三六七、四三六八、四三 六九、四三七〇、四三七一、 四三七二	一三八・六八二五〇	五〇	昭和五八年契約解除(四五・ 一三ha) 四三六六一―外八筆
大字黒藤川字ナカツ四八七〇	黒藤川四一六二、四一六三 四一六四	二五・九九二〇	五五	



公営住宅団地

第三節 住 宅

旧弘形村、仕七川村、中津村の当時に三三戸の村営住宅があり、美川村となつてからも、昭和四一年までに三四戸の新築を手がけてきたが、十数年の間建設を中断していた。昭和五四年、一億四六〇〇万円をかけ、中耐三階建

ての公営住宅（一八戸）を建築してから、昭和五六年四戸、同五七年に八戸、同五八年には中耐三階建て一二戸を建設した。また、老朽化した住宅（蕨打一〇戸、二箇一戸）を昭和五六年に廃止し、現在の管理実戸数九八戸となつた（別表）。

公営住宅管理及び年度別建設戸数

団地名	所在地	建設年度	種別	構造別	床面積 (戸当たり)	戸数	入居開始年月日	月額家賃 (戸当たり)
釣井団地	黒藤川七一〇	二七	二	木造平屋	二六・〇五	五	二六、四、一	一、五〇〇
成河	日野浦七七五七	二八	一	〃	四三・〇五	四	二九、四、一	二、〇〇〇
東川	東川二六四五	二八	二	〃	三三・〇〇	四	二九、四、一	一、八〇〇
東古味	東川 四二六	二八	二	〃	三三・〇〇	二	二九、四、一	一、八〇〇
〃	〃	二八	二	〃	三三・〇〇	二	二九、四、一	一、八〇〇
二籠	黒藤川六三三三	二九	二	〃	二七・〇一	三	三〇、四、一	一、一〇〇
〃	〃	二九	二	〃	三三・〇〇	一	三〇、四、一	一、〇〇〇
東川	東川二六四五	二九	二	〃	二七・〇一	二	三〇、四、一	一、二〇〇
西古味	七鳥二五九六	二九	二	〃	三三・〇〇	四	三〇、四、一	一、八〇〇
東古味	東川 四二七	三〇	二	〃	二九・七〇	四	三〇、四、一	一、八〇〇
西古味	七鳥二五九六	三〇	二	〃	二九・七〇	一	三〇、五、一	一、五〇〇
黒藤川	黒藤川八〇七	三〇	二	〃	二九・七〇	四	三〇、五、一	一、五〇〇
西古味	七鳥二五九六	三六	二	〃	二九・七〇	五	三〇、五、一	一、五〇〇
〃	〃	四一	二	〃	三二・〇九	五	三〇、五、一	一、六〇〇
久主の下	上黒岩二七八七外	四一	二	〃	三二・〇九	〇	三〇、五、一	一、六〇〇
御三戸	上黒岩二八四一	五四	二	中層耐火 三階	六二・九三	一八	三〇、五、一	一、〇〇〇
清水	七鳥 二七六八	五六	二	木造二階	六七・〇六	二	三〇、五、一	一、〇〇〇
久保上	黒藤川六二七二	五六	二	〃	六二・三三	二	三〇、五、一	一、〇〇〇
上本組	上黒岩一〇四八	五七	二	木造平屋	六二・三三	二	三〇、五、一	一、〇〇〇
下成	上黒岩二八六八	五七	二	〃	六二・三三	二	三〇、五、一	一、〇〇〇
荒瀬	上黒岩 一五	五七	二	〃	六二・〇六	二	三〇、五、一	一、〇〇〇
釣井下	黒藤川 七五一	五七	二	木造二階	六二・三三	二	三〇、五、一	一、〇〇〇

第2章 財 政

御三戸第二 計	上黒岩二八四〇	五八	二 中層耐火 三階	容・八〇 九八	五九、四、二	二〇、〇〇〇
------------	---------	----	-----------------	------------	--------	--------

